

別表 1 (交付要綱第 3 条第 2 項関係)

業種区分	細分類・細目
農業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かいわれ大根製造業（苗床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの） ・ きのご製造業（菌床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの） ・ 荒茶・仕上茶製造業（生産加工設備を有するもの） ・ 蚕種製造業（生産加工設備を有するもの） ・ 鶏卵の人工ふ化業（人工ふ卵設備を有するもの）
林業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材生産業（一般材・パルプ材・くい丸太等、立木を購入し、伐木として主として素材のまま販売するもの） ・ 素材生産サービス業（素材生産請負業等） ・ 林業サービス業（薪製造、炭焼請負等製造加工設備を有するもの）
漁業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 真珠養殖業（養殖から加工まで一貫作業として行っているもの）
風俗営業・飲食業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するもの ・ 風俗営業飲食業保証制度に該当するもの
金融・保険業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険媒介代理業 ・ 保険サービス業（損害査定業等）
公務	
サービス業	<p>特殊浴場業（性風俗特殊営業のもの）</p> <p>興信所（個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）</p> <p>易断所、観相業</p> <p>相場案内業（けい線屋）</p> <p>競輪・競馬等の競走場</p> <p>競輪・競馬等の競技団</p> <p>パチンコホール</p> <p>スロットマシン場</p> <p>ビンゴゲーム場</p> <p>射的場</p> <p>芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）</p> <p>場外馬券売場</p> <p>場外車券売場</p> <p>競輪・競馬等予想業</p> <p>性風俗特殊営業</p> <p>芸ぎあっせん業</p> <p>集金業、取立業（公共料金に係るものを除く）</p> <p>政治・経済・文化団体</p> <p>宗教</p>